様式第56号(第48条関係)

（表面）

子ども・子育て支援検査証

第　　　号

　　　　　　　　　　　職　　名

　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　生年月日　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　子ども・子育て支援法第13条及び第14条に定める当該職員であ

　　　　　　　　　　　ることを証する。

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　月　交付

出雲市長

写　真

印

（裏面）

|  |
| --- |
| 子ども・子育て支援法（抄）  　（報告等）  第13条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。  2　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。  3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  第14条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  2 前条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。  第87条　市町村は、条例で、正当な理由なしに、第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。  2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。  3　（略）  　注意  1　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  2　この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。 |

　　　　1.厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

　　　　2.大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。